

2. キャリアアップ助成金概要

助成対象訓練	内容	助成金額 (中小企業)	限度額	対象労働者
人材育成コース (一般職業訓練)	非正規社員に対する職業訓練を行う	経費助成 上限額 賃金助成 760円/h (960円/h)	20時間以上100時間未満 10万円 100時間以上200時間未満 20万円 200時間以上 30万円	従来から雇用されていた従業員及び新たに雇入れられる従業員

()内は、生産性要件に該当した場合 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主であること。
- 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること。
- キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主であること。
- 支給申請時点において、対象労働者について、事業主都合による解雇をしていないこと。

2. キャリアアップ助成金手続き手順

区分	内容	備考
(1) キャリアアップ計画書の認定	1. キャリアアップ計画書	1. 規定様式
(2) キャリアアップ助成金計画届	1. 一般職業訓練計画届 2. 訓練カリキュラム	1. 規定様式 2. 作成 (カリキュラム)
ここまで訓練1ヶ月前までに提出		
(3) 訓練の実施		
(4) 支給申請	1. キャリアアップ助成金支給申請書 2. 人材育成コース内訳 3. 賃金助成及び実施内訳書 4. 経費助成の内訳 5. Off-JT実施状況報告書 6. 賃金台帳・出勤簿・雇用契約書 7. 経費負担の確認書類 (領収書等)	1. 規定様式 2. 規定様式 3. 規定様式 4. 規定様式 5. 規定様式 (日別の訓練実施報告) 6. 添付 7. 添付